

令和4年門審第33号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年9月21日08時24分

野間半島北東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	4.9 トン	
登 録 長	9.98メートル	6.32メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力		52キロワット
漁船法馬力数	90	

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その前方にGPSプロッター及び魚群探知機、舵輪の右舷側に機関遠隔操縦レバーをそれぞれ備えたFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、引き縄漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年9月21日06時35分鹿児島県小湊漁港を発し、野間半島北東方沖合の漁場に向かった。

ところで、野間半島北東方沖合には多数の魚礁が沈められており、a受審人は、同魚礁の位置をあらかじめGPSプロッターに入力した上で、同プロッター画面を見ながら順次魚礁の上を航行して引き縄漁を行っていた。

a受審人は、06時45分漁場に到着した後、GPSプロッター及び魚群探知機を作動させて引き縄漁を開始し、甲板員を操舵室の外で漁具の状況監視に当たらせ、自身は舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、07時55分半片浦港灯台から034度（真方位、以下同じ。）3.3海里の地点で、針路を070度に定め、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

08時21分a受審人は、片浦港灯台から046度4.8海里の地点に達したとき、正船首370メートルのところに、Bを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す法定形象物を表示していなかったものの、船首から錨索が伸びてほとんど動かない様子から錨泊

中であることが分かり、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、GPSプロッター画面を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けないまま続航し、08時24分僅か前右舷船首至近の同船に気付いた甲板員の報告を受け、機関を後進にかけたものの、及ばず、08時24分片浦港灯台から047度5.0海里の地点において、Aは、原針路のまま、2.0ノットの速力になったとき、その右舷船首部がBの右舷中央部に前方から25度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや船首寄りに操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、その前方左舷側に魚群探知機一体型のGPSプロッター、舵輪の右舷側に機関遠隔操縦レバーをそれぞれ備え、汽笛を装備したFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日06時30分鹿児島県新川港の係留地を発し、野間半島北東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、06時45分釣り場に到着し、漂泊して釣りを始め、釣果を求めて釣り場の移動を繰り返し、08時00分衝突地点付近に至り、船首から重さ10 kilogramsの四爪錨を水深約28メートルの海中に投げ、同錨にチェーンを取り付け、同チェーンに連結した直径12ミリメートル長さ100メートルの合成繊維製ロープの錨索を約50メートル伸出し、船首を南西方に向けて機関を停止した後、黒色球形形象物を表示しないまま錨泊して釣りを始めた。

b 受審人は、右舷中央の段差の付いたデッキに腰を掛けた姿勢で、同乗者 2 人を後部のデッキの各舷に分け、釣りを行っていたところ、08 時 21 分衝突地点で、船首が 225 度を向いていたとき、右舷船首 25 度 370 メートルのところに A を初認し、その後同船が衝突のおそれがある態勢で向首接近する状況であったが、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、A に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b 受審人は、A に対して注意喚起信号を行うことも、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、08 時 23 分半同船が右舷船首至近に迫ったものの、どうすることもできず、B は、船首が 225 度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、A は、船首部外板に擦過傷を生じ、B は、右舷中央部外板に亀裂及び操舵室に破損等を生じたが、後に修理された。

(航法の適用)

本件は、野間半島北東方沖合において、航行中の A と錨泊中の B とが衝突したもので、衝突地点付近は、港則法及び海上交通安全法の適用がない海域なので、一般法である海上衝突予防法が適用されることになる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第 38 条及び第 39 条の船員の常務で律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、野間半島北東方沖合において、航行中の A が、見張り不十分で、錨泊中の B を避けなかったことによって発生したが、B が、動静監視不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をと

らなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、野間半島北東方沖合において、引き縄漁を行いながら航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、GPSプロッター画面を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、野間半島北東方沖合において、釣りをを行いながら錨泊中、接近するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が衝突のおそれがある態勢で向首接近する状況に気付かず、Aに対して注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年5月24日

門司地方海難審判所

審判官 上 田 容 之